

和歌山県における特別支援教育の推進について

－特別支援教育の基礎・基本研修の実施－

Promotion of Special Needs Education in Wakayama Prefecture:
Compulsory Training Sessions for Teachers at regular and Special Needs Support Classes

特別支援教育チーム

研修課	指導主事	坂 東 啓 資	BANDOU,Keisuke
研修課	指導主事	中 野 美和子	NAKANO,Miwako
学校支援課	指導主事	和 田 伸 敏	WADA,Nobutoshi

【要旨】 平成 26 年 1 月 20 日、日本は「障害者の権利に関する条約」を批准し、教育の分野では、インクルーシブ教育システム構築のため特別支援教育を進めていくことが求められている。和歌山県では、平成 26～30 年度の 5 年間をかけて、特別支援教育推進のための教員の専門性の向上を図ることをねらいとして、全ての幼・小・中・高等学校教員を対象に「特別支援教育の基礎・基本研修」を実施した。事後アンケート等から教員の基礎的知識の習得につながったことが明らかとなった。また、インクルーシブ教育システムの構築に向けての課題を整理・検討し、今後教育センターとして必要な取組を明らかにした。

【キーワード】 特別支援教育，障害者の権利に関する条約，インクルーシブ教育システム，専門性の向上，研修

1 はじめに

(1) 障害者の権利に関する条約の批准

近年における障害のある子供たちを取り巻く重要な動向の一つに、国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」（注 1）の批准が挙げられる。同条約第 24 条においては、「締約国は教育についての障害者の権利を認める。締約国はこの権利を差別なしにかつ機会の均等を基礎として実現するため障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習（英文：an inclusive education system at all levels and lifelong learning）を確保する。」（注 2）ことが示されている（下線は筆者による）。同条約の批准に向けて、国内では法整備等が進められてきた。

国内における動きの一つとして、平成 24 年に文部科学省中央教育審議会による「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」がまとめられ、教育の分野における、今後の方向性が明確に示された。

同報告では、我が国において最も積極的に取り組むべき重要な課題を「共生社会」（注 3）をめざすことであるとし、とりわけ学校関係者は、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築」のた

めに「特別支援教育」を推進するべきこととされている。また「インクルーシブ教育システム構築のため、全ての教員は特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められる」（※ 1）という記述からも、教員の専門性の向上の重要性が指摘されている。

(2) 和歌山県における特別支援教育に係る教員の研修受講状況

図 1 は、文部科学省が実施している特別支援教育体制整備状況調査（※ 2）をもとに、平成 23～25 年度における、和歌山県内の公立の幼・小・中・高等学校教員の「特別支援教育に関する教員研修」の受講状況を示したものである。全体的な受講率は上昇しているものの、平成 25 年度の時点で高等学校以外は、全国平均よりも低い状況にあり、

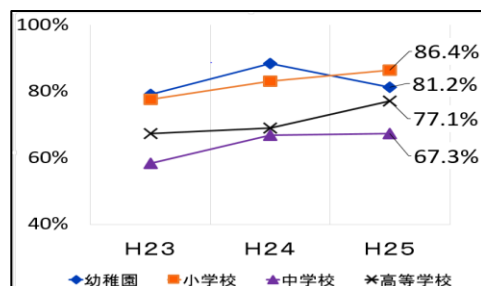


図 1 和歌山県における教員の研修受講

全ての校種について受講率が9割に満たない状況であった。

(3) 特別支援教育の基礎・基本研修

本県ではインクルーシブ教育システムの構築に向けた取組の一つとして、

- ① 教員の特別支援教育に関する基礎的・基本的な知識・技能の習得
- ② 特別支援教育に関する研修の受講率向上

の2点をめざし、平成26～30年度にかけて、県内の公立幼稚園・小学校・中学校・高等学校の全ての教員を対象に、「特別支援教育の基礎・基本研修」（以下、基礎・基本研修と略記）を実施することとした。

基礎・基本研修の内容は、発達障害への理解を深めることを主な目的とする基礎・基本研修Ⅰ（以下、研修Ⅰと略記）と、研修Ⅰで習得した知識の活用を主な目的とする基礎・基本研修Ⅱ（以下、研修Ⅱと略記）の二部構成としている（図2）。

なお、基礎・基本研修の実施に至る経緯及び研修Ⅰの概要については、平成26年度教育センター学びの丘研究紀要を参照されたい。本稿では、研修Ⅱの概要と研修Ⅰ・Ⅱの実施状況及び成果と課題を中心に述べる。

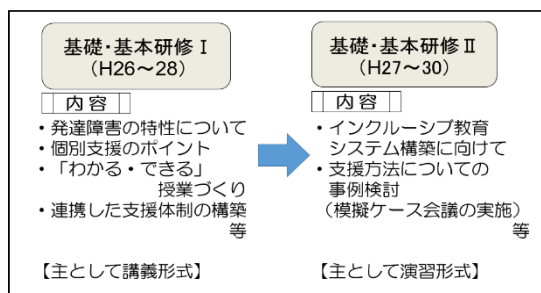


図2 研修Ⅰ・Ⅱの概要

2 研修Ⅱの実施について

(1) 概要

研修Ⅱは、主として演習形式で行い、時間を2時間と設定した。目的は、研修Ⅰで習得した知識等を活用することである。研修内容については、多様なニーズに対応できるよう図3に示す4つのテーマを設定した。これにより、市町村教育委員会や県立学校の管理職等は、それぞれの地域や各学校のニーズに合うテーマを選択することができる。基本的な実施形態については、市町村教育委員会は市町村単位で、県立学校

は学校単位で実施することとした。

- | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 見立てから支援へ ② 個別の指導計画の作成について ③ 移行支援へ向けて ④ インクルーシブ教育システムの構築へ向けて |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

図3 研修Ⅱで扱う4つのテーマ

(2) 演習（模擬ケース会議）

ア 内容

研修Ⅱの後半部（約60分）では、模擬ケース会議を実施した。困難のある児童生徒についての架空事例を基に、受講者がケース会議の参加者役となり、見立てや支援方法、合理的配慮などについて検討することで、研修Ⅰで習得した知識等の活用を図る。演習で用いる事例については、先行研究等を基に校種ごとに3種を作成した。

イ 模擬ケース会議の流れ

模擬ケース会議は、図4に示す流れで行う。

- | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 演習方法の説明（約5分） 2 事例の共有（約25分） <ul style="list-style-type: none"> ・配付資料の読み込み ・質疑応答
→ 事例イメージの共有 3 課題のグループ協議（約20分） 4 発表・共有（約10分） |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

図4 模擬ケース会議の流れ

まずは「1 演習方法の説明」を行う。ここでは、演習の大まかな流れをつかむとともに、何をねらいとし、どのようなことをするのかについて、明確に伝えることを重視する。

続く「2 事例の共有」の流れで行う模擬ケース会議は、インシデント・プロセス法（注4）の手法を意識した流れとしている。まずは、「配付資料の読み込み」と「質疑応答」を行う。これらを通して、全体で事例検討の対象となる児童生徒の状況についてのイメージを共有する。「配付資料の読み込み」では、講師の指導主事が事例提供者役を務め、受講者に配付した「事例情報シート」（図5）を読み上げ、児童生徒の大まかなイメージをつかめるようにした。

「質疑応答」では「事例情報シート」に

記載されていないが、その後の協議に必要となることが予想される情報について、各グループで検討し、事例提供者役との質疑応答を通して、対象事例の児童生徒についてのイメージの共有を図る。「質疑応答」の詳細については、後述する。

「3 課題のグループ協議」では、テーマごとに設定された協議題に基づき、グループ協議を行う。

最後に「4 発表・共有」では、各グループの協議内容を全体に発表し、共有する。

Aくん (小学校6年生 男子)

もうすぐ1学期が終わろうとしています。小学校6年担任のB先生は、学級のAくんのことが、とても気になっています。

Aくんは、授業中、教師の指示を聞いても、活動に取り組めない様子が目立つようになってきました。再度、個別に指示を出すと、そのとおり活動に取り組めるのですが、全体への指示では、何もせずそのままのことが多くなっています。ただし、一度に複数の活動を促す指示を出した際は、個別に指示を出しても、違うことをやってしまうことがあります。

また、口頭で問題を出されるなど、聞いた情報を基に頭の中で考えたり判断しなくてはならないときは、考えているうちに数字などの細かい内容を忘れてしまいます。過去に担任を務めた先生に話を聞いたところ、低学年の頃から、教師の指示や説明を聞けていない場面もあったようですが、気になる程ではなかったとのことでした。

最近では、B先生が授業内容を説明している時も、うつむいていることが多く、学習意欲も低下しているようです。また、聞き間違いや聞き漏らしも多く、忘れ物につながったり日常生活で困る場面も出てきています。

B先生は、特別支援教育コーディネーターのC先生に今後の指導について相談しました。C先生は、管理職とも相談し、来年度の中学進学に向けて関係者による支援会議を開催することにしました。

図5 事例情報シート (小学校用)

ウ 質疑応答について

図6は、「2 事例の共有」における質疑応答のイメージ図である。

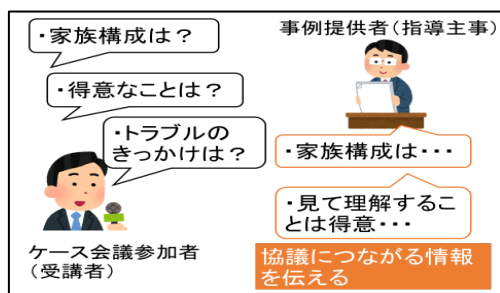


図6 質疑応答のイメージ図

受講者は、ケース会議の参加者役として、4～5人のグループになり、読み上げられた事例について「もっと知りたいこと」等を個々で考え、グループでいくつかの質問にまとめる。その後、各グループから1つずつ質問を順に出し、事例提供者はそれらの質問に対して回答していく。上記のやり取りを繰り返し、事例のイメージを膨らませ、その後の協議につなげる。この際、事例提供者は、後の「3 課題のグループ協議」に参考となるよう情報を意識的に提供する。

エ 課題のグループ協議

質疑応答の後に行うグループ協議は、図7「演習ワークシート」を用いて進める。

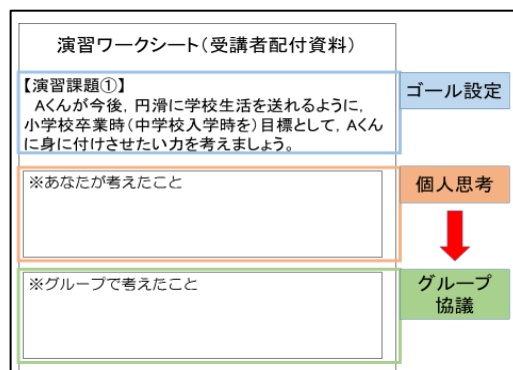


図7 演習ワークシートの構造

短時間で集中して協議を進められるようにし、「個人思考」→「グループ協議」という流れにより、協議を進めやすくした。

オ 研修の評価方法

研修の評価は、研修終了後に実施したアンケートを基に行った。

アンケートの質問は5項目を設定し、問1及び問2を「知識・理解」に関する項目、問3～問5を「関心・意欲」に関する項目とした(図8)。

問1	特別支援教育の基本的な理解につながった。	知識・理解
問2	明日からの教育実践に生かせるヒントを得た。	
問3	子供の支援の方法 (Iは障害の特性) について、もっと専門的に理解を深めたい。	関心・意欲
問4	校内の支援体制の活用や関係機関との連携を積極的に進めたいと思う。	
問5	今後、特別支援教育に関する研修会や教育相談を利用したいと思	

図8 受講者アンケートの質問項目と設定カテゴリー

また、各項目に対し「当てはまる」「やや当てはまる」「どちらとも言えない」「あまり当てはまらない」「当てはまらない」の5件法で回答を求めた。

加えて、受講者の感想・意見等を聴き取るために、自由記述の欄を設定した。

なお、研修Ⅰについても同様の評価方法を用いる。

3 基礎・基本研修のまとめ

(1) 研修Ⅰ・Ⅱの実施

本研修Ⅰ・Ⅱにより、受講者が共通の基盤として身に付ける知識・技能は、以下の5点である。

- ・発達障害の特性理解
- ・具体的支援（集団・個別）の理解
- ・組織的（チーム）支援の有効性
- ・合理的配慮等の理解
- ・協働して支援を検討する力

ア 研修Ⅰについて

表1は、平成28年度に終了した研修Ⅰの実施状況である。

平成26～28年度の3年間で、中核市である和歌山市も含めると、実施回数153回、受講者数は7,016人であった。

表1 研修Ⅰの実施回数及び受講人数

	H26	H27	H28	合計
本庁特別支援教育室が実施 (和歌山市内の学校)	17回 619人	24回 538人	28回 798人	69回 1,955人
教育センター学びの丘が実施 (和歌山市立以外の学校)	19回 1,702人	19回 1,483人	8回 470人	46回 3,655人
市町村立学校	10回 371人	7回 193人	21回 842人	38回 1,406人
県立学校	10回 371人	7回 193人	21回 842人	38回 1,406人
全体	46回 2,692人	50回 2,214人	57回 2,110人	153回 7,016人

イ 研修Ⅱについて

表2は、平成30年12月31日現在での基礎・基本研修Ⅱの実施状況である。

平成26～30年度にかけての5年間で、実施回数127回、受講者数6,617人となっている。なお、先にも述べたように研修Ⅱ

表2 研修Ⅱの実施回数及び受講人数

本庁特別支援教育室が実施 (和歌山市内の学校)	0回	0回	5回 954人	5回 654人	10回 1,608人
教育センター学びの丘が実施 (和歌山市内以外の学校)	6回 307人	31回 1,526人	35回 1,546人	10回 450人	82回 3,829人
市町村立学校	6回 163人	3回 131人	17回 504人	9回 382人	35回 1,180人
県立学校	6回 163人	3回 131人	17回 504人	9回 382人	35回 1,180人
全体	12回 470人	34回 1,657人	57回 3,004人	24回 1,486人	127回 6,617人

は、平成30年度末で全て終了する。

(2) 研修Ⅱにおけるテーマ選択

表3は、学びの丘が実施した研修Ⅱ（117回）におけるテーマ別の実施回数を表したものである。

表3 研修Ⅱテーマ別実施回数

	市町村	県立学校	計
①見立てから支援へ	37	20	57
②個別の指導計画作成について	1	0	1
③移行支援へ向けて	31	1	32
④インクルーシブ教育システムの構築へ向けて	13	14	27
計	82	35	117

市町村立学校・県立学校ともに、テーマ①が最も選択された。

次いで、市町村立学校ではテーマ③が、県立学校ではテーマ④が多く選択された。

市町村立学校でテーマ③が選択される際は、小学校と中学校の教員が合同で受講するが多かった。幼・小・中学校の教員が一同に会する研修の機会に、移行支援の理解を深めたいという、市町村教育委員会の意向が見られた。

県立学校でテーマ④が選択される際は、障害者差別解消法合理的配慮について理解を深めたいという、管理職の意向があった。

以上のように研修Ⅱのテーマを選択する際は、市町村立・県立ともに、地域や学校の実情に応じたテーマについて市町村教育委員会や各学校の管理職が意図的に選択していた。

(3) 中学校区単位での研修Ⅱの実施

研修Ⅱの実施については、先にも述べたように、基本的には市町村教育委員会は市町村単位での実施となっている。しかし、市町村教育委員会の強い意向により、中学校区単位による実施が、5市町村において見られた。本稿では顕著な事例としてA市を取り上げる。

A市には、5つの中学校区があり、それぞれ幼稚園・小学校・中学校の教員を集め、研修Ⅱを実施した（表4）。

表4 A市における研修Ⅱの実施状況

中学校区	校区1	校区2	校区3	校区4	校区5
幼稚園数	1	1	1	0	1
小学校数	1	1	1	1	2
中学校数	1	1	1	1	1
参加人数	32	35	25	36	41
テーマ	インクルーシブ教育システムの構築へ向けて				

演習のグループについては、A市教育委員会が校種間での交流を活発にするため、幼稚園・小学校・中学校の教員が混合するように事前に編成した。

図9は、A市で実施した研修Ⅱにおけるアンケートの自由記述の一部である。どの校種においても、教員同士が意見交流することについて肯定的な意見が多く見られた。

- ・今回、幼小中の先生方と一緒に研修に参加でき、それぞれの立場の意見を聞く機会となり、共有できたことはとても良かった。（幼稚園教員）
- ・理論的には分かっているが、子供の状況が変わってくることが多い。いつも心にとめていることは、自尊心を高める手立てである。幼稚園の先生とは日頃からよく話をすることもありますが、中学校の先生と話す機会が持てたことが本当に良かった。（小学校教員）
- ・演習を通して、小学校の先生方の視点を知らることができたので良かった。（中学校教員）

図9 アンケートの自由記述より

(4) アンケート結果について

ア 研修Ⅰのアンケート結果

市町村立学校と県立学校を合わせた結果では、「当てはまる」及び「やや当てはまる」と回答した肯定的評価の割合が最も高かったのは問1、次いで問3であった(図10)。

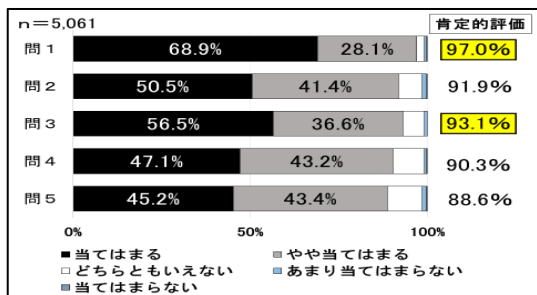


図10 研修Ⅰアンケート結果 (市町村・県立)

市町村立学校では、肯定的評価の割合が最も高かったのは問1、次いで問3であった。また、全項目で肯定的評価の割合が90%を超える結果となった(図11)。

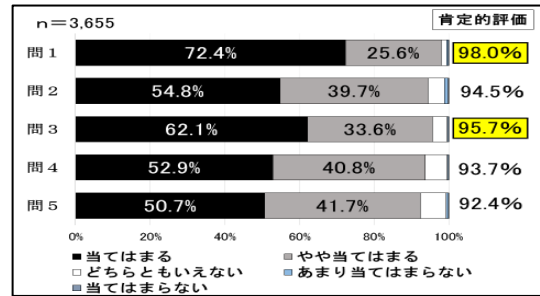


図11 研修Ⅰアンケート結果 (市町村)

県立学校では、肯定的評価の割合が最も高かったのは問1、次いで問3であった。また、肯定的評価の割合が90%を超えたのは問1のみであった(図12)。

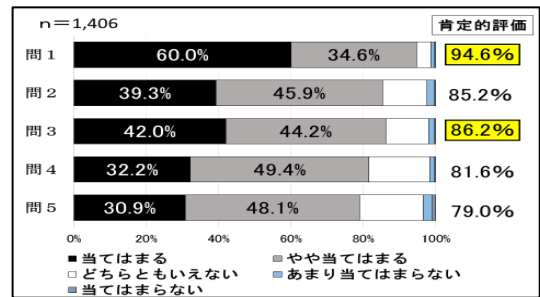


図12 研修Ⅰアンケート結果 (県立)

イ 研修Ⅱのアンケート結果

市町村立学校と県立学校を合わせた結果では、肯定的評価の割合が最も高かったのは問3、次いで問1であった(図13)。

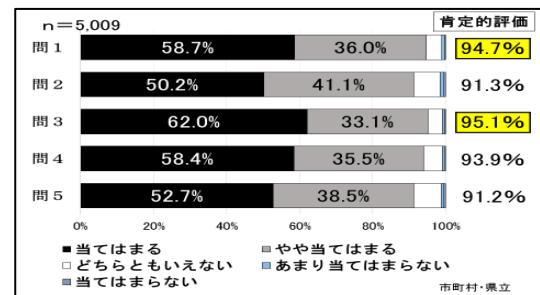


図13 研修Ⅱアンケート結果 (市町村・県立)

市町村立学校では、肯定的評価の割合が最も高かったのは問3，次いで問4であった。また、全ての項目について肯定的評価の割合が90%を超える結果となった（図14）。

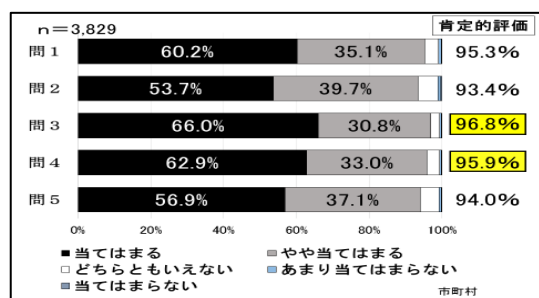


図14 研修Ⅱアンケート結果
(市町村)

県立学校では、肯定的評価の割合が最も高かったのは問1，次いで問3であり、共に肯定的評価の割合が90%を超える結果となった（図15）。

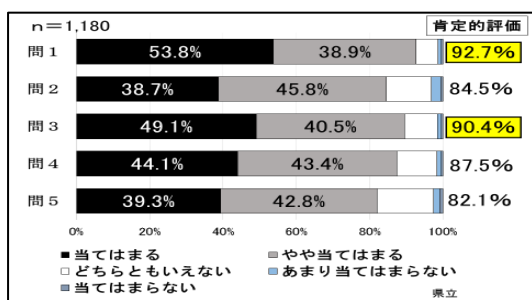


図15 研修Ⅱアンケート結果
(県立)

また、アンケートの自由記述においても、全ての校種において、以下のような意見が多く見られた。

幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ・ケース会議をすることで色々な角度から支援の方法が見えていけると思いました。 ・その子に応じた合理的配慮を考えながら接することの大切さを感じました。
小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・色々な学校の先生の話をお聞かせ頂いたので、とても視野が広がりました。 ・困っていることは一人で抱え込まず相談することを心がけたいです。
中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・一人一人の子供達が取り組みやすい授業を行わなければならないと思いました。 ・演習を通じて共有できた支援内容を授業などに使っていきたいと思います。
高等学校	<ul style="list-style-type: none"> ・今後支援を必要とする生徒は増えてくると思うので、今日の研修を生かしたいと思います。 ・色々な意見を聞くことができたので、困ったときは、まず周囲の先生に相談しようと思いました。

4 考察

(1) 成果について

ア 研修アンケート

アンケート結果より、研修Ⅰ・Ⅱともに問1「特別支援教育の基本的な知識理解につながった」の肯定的評価の割合が、全ての校種において高かった。

このことから、基礎・基本研修は、①教員の特別支援教育に関する基礎的・基本的な知識・技能の習得につながったと考えられる。

具体的には、

- ・発達障害の特性理解
- ・具体的支援（集団・個別）の理解
- ・組織的（チーム）支援の有効性
- ・合理的配慮等の理解
- ・協働して支援を検討する力

についての知識・技能が、一定定着したと考えられる。

また、問3「子供の支援の方法（Iは障害の特性）について、もっと専門的に理解を深めたいと思う」の肯定的評価の割合が、全ての校種において高かったことから、さらなる専門的知識の習得についての意欲の向上にもつながったと考えられる。

イ 研修受講率の上昇

平成29年度に文部科学省が実施した特別支援教育に関する研修の受講率に関する調査結果（※2）では、基礎・基本研修の実施により、全ての校種の受講率が大幅に上昇した（図16）。特に平成25年度に80%に満たなかった中学校及び高等学校の両校種で受講率が90%を越えた。

このことから、本研修が、②特別支援教育に関する研修の受講率向上につながったと考えられる。

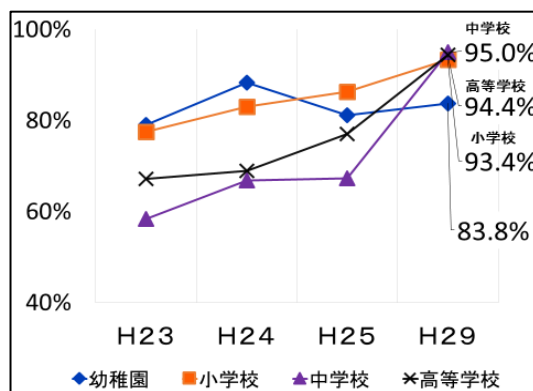


図16 和歌山県における教員の研修受講率

また、その他の成果として、以下の2点が挙げられる。

- ・研修Ⅱにおいて、演習内容のテーマ選択を可能としたことで、市町村教育委員会や学校管理職などが、地域や自校の実情を振り返り、課題解決を図るための機会を提供することができた。
- ・研修Ⅱにおいて、演習を通して、多様な視点からの協議が、課題解決に有効であるという認識を広めることができた。特に、中学校区単位で実施した幼稚園・小学校・中学校教員を対象とした研修では、校種を越えてチームを編成することの意義や、効果の実感につながった。

(2) 今後の課題と改善に向けて

本研修の実施は、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、教職員の特別支援教育の専門性の向上に関して、一定の成果を挙げることができたと考えられる。

今後の課題として、新規に採用される教員に対して基礎・基本研修と同様に、特別支援教育に関する一定の知識・技能を習得する研修の機会を設定し、教員の専門性向上を図ることが挙げられる。本県においては、新規採用教員の増加が著しい状況にあるため、初任者研修等において、基礎・基本研修の内容をベースとした講義等を実施する必要がある。また、すでに基礎的な知識等を習得している教員に対しては、活用を図るための手立てが必要である。

そのため、インクルーシブ教育システムの構築に向けて取り組むべき課題を整理・検討した。整理・検討については、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が行った研究(注5)で作成された「インクルーシブ教育システム構築のための評価指標(試案)」(以下、評価指標と略記)を参考とした。本評価指標は、国の政策や方針が、最終的に障害のある一人一人の子供に還元することを重視している。そのため関係機関のつながりを意識し、「都道府県教育委員会」「市町村教育委員会」「幼稚園・学校・学級」ごとに作成されており、それぞれ8観点(体制、研修、施設・設備、指導体制、教育課程、交流及び共同学習、理解・啓発、機関間連携)が設定されている(図17)。

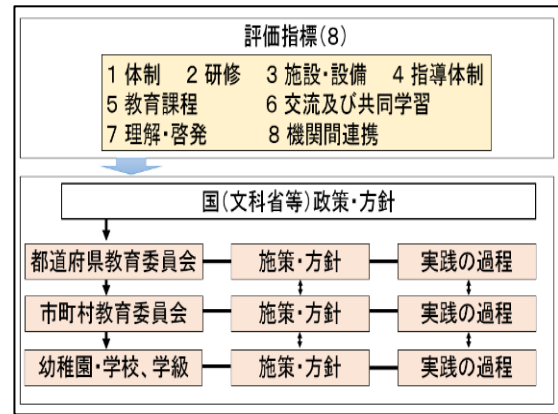


図17 インクルーシブ教育システム評価指標(試案)構造図

次頁の表5は、8観点のうち、当センターが主に関わる「研修」に関して、評価指標に基づき整理・検討を行った結果をまとめたものである。

左列の「施策・方針」の各項目は、評価指標原本のままであるが、右列の「実践の過程」については、当センターが実施している事業に基づき改変している。

右列の「特別支援教育に関する研修の実施」の項目で示される内容については、①～③のように、現行で実施している研修の中に該当するものがある。

しかし「インクルーシブ教育システム構築のための研修」の項目で示されている内容は、これまで基礎・基本研修で中心として取り上げてきた内容である。今後は、④のように、当センターで実施する特別支援教育に関する研修全般や、学びの丘Eサポート(注6)における校内研修への支援等において、「障害の理解」「合理的配慮の理解」等の内容を意図的に盛り込む必要がある。

その際は、「特別支援教育の基礎・基本研修」で作成したコンテンツ等を活用し、インクルーシブ教育システムの構築のために特別支援教育のさらなる推進及び充実を図りたいと考える。

表5 評価指標に基づいた観点「研修」のまとめ

施策・方針	実践の過程
<p>特別支援教育に関する理解・専門性の向上 ○管下の全ての教職員が特別支援教育の一定の知識・技能を有するようになる。</p> <p>○特別支援教育の各担当者の専門性向上を図る。</p> <p>インクルーシブ教育システム構築に関する理解 ○教職員に対して、インクルーシブ教育システムに関する理解を促す。</p>	<p>特別支援教育に関する研修の実施 ○教職員に対して、特別支援教育に関する理解を図るための研修を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 初任者研修 ・ 幼稚園等新規採用教員研修 ・ 新規採用養護教諭研修 ・ 新規採用学校栄養職員研修 <p>①</p> <p>○特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室の担当教員に対して、配慮が必要な幼児児童生徒の指導に関する専門性の向上のための研修を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援学級担当教員研修 ・ 通級指導教室担当教員研修 <p>②</p> <p>○管理職のための研修を実施する。 ○特別支援教育コーディネーター等、各担当教員のそれぞれに必要な専門性向上のための研修を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 組織的に取り組む特別支援教育研修講座 … ③ <p>インクルーシブ教育システム構築のための研修の実施 ○教職員に対して、障害の理解、合理的配慮の理解等、インクルーシブ教育システムに関する理解を促すための研修を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援教育に関する研修全般 ・ 学びの丘Eサポートによる校内研修への支援等 <p>④</p>

<注 釈>

注1 障害者の人権及び基本的人権の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約。日本は、平成19年(2007年)9月に同条約に署名、平成26年(2014年)1月に批准、同年2月に発効となっている。

注2 障害者の権利に関する条約第24条においては、インクルーシブ教育システムとは、人間の多様性の尊重等を強化し、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであることが示されている。

注3 これまで、必ずしも、十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会であり、誰もが相互に、人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える、全員参加型の社会のこと。

注4 事例研究法の代表的な方法の一つ。事例提供者が、経験した短い象徴的な出来事に対して、参加者が質問することで、事例の概要を明らかにしながら、対応策等を討議していく手法である。

注5 原田らが実施した研究において、国内外のインクルーシブ教育システム構築に関する調査を基に、インクルーシブ教育システム構築に関する評価指標(試案)を作成している。

注6 学校や市町村教育委員会等からの要請により、校内研修や市町村教育委員会主催の研修会等において、講義等を行う支援の総称。「E」は、Encourage(励ます、勇気づける)の頭文字である。

<引用文献>

- ※1 文部科学省『共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)』(2012)
- ※2 文部科学省 特別支援教育体制整備状況 調査結果 (平成23~29年度)

<参考文献>

- ・ 澤田真弓他『インクルーシブ教育システムにおける教員の専門性と研修カリキュラムの開発に関する研究』独立行政法人国立特別支援教育総合研究所(2013)
- ・ 特別支援教育課『和歌山県における特別支援教育の推進についてー基礎・基本研修の実施ー』和歌山県教育センター学びの丘研究紀要(2015)